

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年11月13日

【四半期会計期間】 第122期第2四半期(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

【会社名】 日本郵船株式会社

【英訳名】 Nippon Yusen Kabushiki Kaisha

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 宮原 耕治

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目3番2号

【電話番号】 東京(03)3284局6050番

【事務連絡者氏名】 主計グループ長 湯川 毅

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目3番2号

【電話番号】 東京(03)3284局6050番

【事務連絡者氏名】 主計グループ長 湯川 毅

【縦覧に供する場所】 日本郵船株式会社横浜支店  
(横浜市中区海岸通三丁目9番地)  
日本郵船株式会社名古屋支店  
(名古屋市中区牛島町6番1号)  
日本郵船株式会社関西支店  
(神戸市中央区海岸通一丁目2番31号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)  
株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

##### 連結経営指標等

回次	第122期 第2四半期 連結累計期間	第122期 第2四半期 連結会計期間	第121期
会計期間	自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日	自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日	自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日
売上高 (百万円)	1,419,874	740,274	2,584,626
経常利益 (百万円)	139,833	74,722	198,480
四半期(当期)純利益 (百万円)	91,274	46,914	114,139
純資産額 (百万円)		741,240	679,036
総資産額 (百万円)		2,355,539	2,286,013
1株当たり純資産額 (円)		570.23	519.51
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	74.33	38.21	92.93
潜在株式調整後 1株当たり四半期(当期)純利益 (円)			
自己資本比率 (%)		29.7	27.9
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	104,517		199,525
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	97,442		292,510
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	13,424		146,829
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)		117,185	115,963
従業員数 (名)		31,176	31,369

(注) 1. 売上高は消費税等(消費税及び地方消費税をいう。以下同じ)抜きで表示している。

2. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、希薄化効果を有している潜在株式がないため記載していない。

## 2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はない。また、主要な関係会社における異動はない。

## 3 【関係会社の状況】

### 関係会社の異動状況

(1) 当第2四半期連結会計期間において、次の関係会社を新たに連結子会社とした。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	役員の 兼任等	営業上の取引、設備の賃貸 借、その他
近郵船舶管理(株)	東京都品川区	15	不定期専用船事業	100.00 (100.00)	無	特記事項なし。
ACX PEARL CORPORATION	PANAMA	0 (百万円)	定期船事業	100.00	有	当社に定期貸船。
BLANCMANGE SHIPHOLDING S.A.	PANAMA	1 (千US\$)	不定期専用船事業	100.00	有	特記事項なし。
MARJORAM SHIPHOLDING S.A.	PANAMA	0 (百万円)	不定期専用船事業	100.00	有	当社に定期貸船。
NEROLI SHIPHOLDING S.A.	PANAMA	0 (百万円)	不定期専用船事業	100.00	有	当社に定期貸船。
NYK TERRA CORPORATION	PANAMA	1 (千US\$)	定期船事業	100.00	有	当社に定期貸船。
RAJA MARITIMA S.A.	PANAMA	1 (千US\$)	不定期専用船事業	100.00	有	当社に定期貸船。

(2) 当第2四半期連結会計期間において、次の連結子会社が関係会社に該当しなくなった。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	役員の 兼任等	営業上の取引、設備の賃貸 借、その他
㈱サンヨーナブテック 1	東京都江東区	50	その他の事業	60.00	有	特記事項なし。
ユナイテッド・マリタイム(株) 2	東京都中央区	40	その他の事業	100.00 (100.00)	有	当社の船舶代理店業務を受託。
HOTEI MARITIMA S.A. 3	PANAMA	0 (百万円)	不定期専用船事業	100.00	有	特記事項なし。
PALMA SHIPHOLDING S.A. 4	PANAMA	0 (百万円)	定期船事業	100.00	有	特記事項なし。
SALICA SHIPHOLDING S.A. 4	PANAMA	1 (千US\$)	定期船事業	100.00	有	特記事項なし。
UNIVERSE SHIPHOLDING S.A. 5	PANAMA	0 (百万円)	不定期専用船事業	100.00	有	特記事項なし。
VITA SHIPHOLDING S.A. 4	PANAMA	1 (千US\$)	定期船事業	100.00	有	特記事項なし。

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載している。

2. 議決権所有割合の( )内は、間接所有割合で内数。

3. 1:平成20年8月28日をもって清算結了。

4. 2:平成20年7月1日をもって合併。

5. 3:平成20年9月17日をもって清算結了。

6. 4:平成20年8月20日をもって清算結了。

7. 5:平成20年7月25日をもって清算結了。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数(名)	31,176 (5,152)
---------	-------------------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は( )内に当第2四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載している。

(2) 提出会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数(名)	1,009
---------	-------

(注) 従業員数は、他社出向在籍者等766名及び有期社員84名を除いている。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループは国際的な海上貨物運送業を中核として多角的事業を展開しているため、生産、受注の各実績を求めることが実務的に困難であり、事業の種類別セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示しておりません。

#### 販売実績

当第2四半期連結会計期間における売上高を事業の種類別セグメントごとに示すと、次の通りであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額(百万円)
定期船事業	185,947
不定期専用船事業	339,474
物流事業	129,186
ターミナル関連事業	37,706
客船事業	14,199
航空運送事業	25,259
不動産業	2,946
その他の事業	73,614
計	808,334
消去	(68,060)
合計	740,274

(注) 1. 売上高に対する割合が10%以上の顧客はありません。  
 2. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

### 3 【財政状態及び経営成績の分析】

#### (1) 経営成績の分析

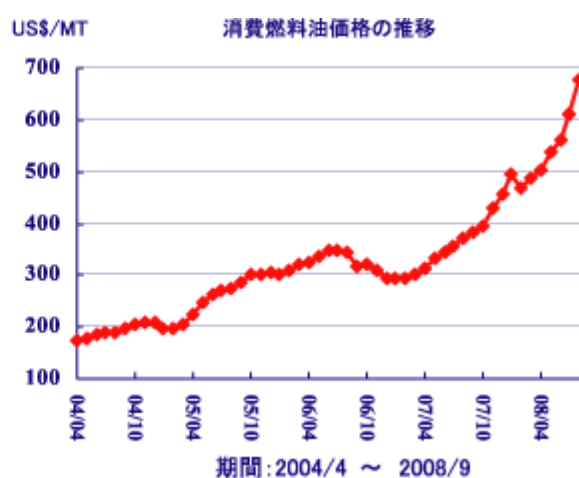
当第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日までの3ヶ月）の業績は、連結売上高7,402億円、営業利益766億円、経常利益747億円、四半期純利益469億円となりました。

なお、為替と燃料油価格の変動が当第2四半期連結累計期間の経常利益に与えた影響は以下の通りです。

	当第2四半期連結累計期間	前第2四半期連結累計期間	差額	影響額
平均為替レート	105.66円/US\$	119.64円/US\$	13.98円 円高	188億円
平均燃料油価格	US\$593.73/MT	US\$349.89/MT	US\$243.84高	365億円

（注）為替変動が経常利益に与える影響額はUS\$1当たり1円の変動で年間約27億円です。

燃料油価格変動が経常利益に与える影響額はUS\$1/MTの変動で年間約3億円です。



当第2四半期連結会計期間の事業の種類別セグメントの業績は、次の通りであります。

#### < 定期船事業 >

定期船事業は、売上高1,859億円、営業損失12億円、経常損失10億円となりました。コンテナ航路全般で荷動きが低迷するなか、北米航路を中心とした一定の運賃修復達成と積高を確保しましたが、燃料油価格の一段の高騰などコストの増加の影響もありました。なお、燃料消費量の削減をはじめとするコスト削減活動に、引き続き取り組んでおります。

#### < 不定期専用船事業 >

不定期専用船事業は、売上高3,394億円、営業利益744億円、経常利益720億円となりました。

自動車船部門では、北米向けの荷動き低迷に加えて欧州向けの荷動きが弱含みとなった一方、新興国向けには堅調な荷動きを示しました。7隻の新造船投入をはじめ船腹を増強した結果、前年同期を若干上回る輸送台数となりました。

ドライバルク部門では、中国向け鉄鉱石の荷況減速や豪州諸港での滞船緩和などの弱材料に加え、8月には北京五輪と夏季休暇シーズンを迎え、市況は弱含みに推移しました。9月は米国を中心とする世界経済の悪化に伴う金融不安が拡大するとともに市況が急落しましたが、5、6月の歴史的な高市況下で成約された船の航海が完了したことが収益に寄与しました。

タンカー部門では、VLCC、アフラマックスタンカー市況が7月に最高値をつけた後、乱高下しましたが、石油製品タンカー市況は、前期からの市況回復が軌道に乗り、高水準を維持しました。



< 物流事業 >

物流事業は、売上高1,291億円、営業利益23億円、経常利益25億円となりました。

NYK Logistics 部門では、一部でオペレーションの改善効果は出始めていますが、深まる世界景気後退により荷動きが低下し、取扱量が減少しました。郵船航空サービス(株)でも航空貨物の取扱い低迷が影響しました。

< ターミナル関連事業 >

ターミナル関連事業は、売上高377億円、営業利益20億円、経常利益17億円となりました。国内外ターミナルとも取扱量は前年同期並みでしたが、主に海外ターミナルにおいてオペレーションコスト増大を吸収し切れませんでした。

< 客船事業 >

客船事業は、売上高141億円、営業利益18億円、経常利益17億円となりました。日本市場において前年同期に比し乗船率は微減となったものの、台風によるクルーズの中止もなく好調でした。米国市場においては乗船率が堅調に推移しましたが、燃料油価格の高騰や欧州通貨高に伴うコストの増加による影響を受けました。

< 航空運送事業 >

航空運送事業は、売上高252億円、営業損失33億円、経常損失35億円となりました。日本貨物航空(株)は、運航・整備・ITの自立化、および新鋭機材で統一されたフリートでの運航により、引き続き整備・運航費用の削減を実現すると共に、依然として高水準にある燃料油価格によるコスト負担に対応する為、燃料消費量の削減活動に取り組みました。

< 不動産業、その他の事業 >

不動産業は、売上高29億円、営業利益 9 億円、経常利益11億円となり、その他の事業は、売上高736億円、営業損失 4 億円、経常利益0.2億円となりました。不動産業では、主としてオフィスビルの新テナント誘致と入居テナントの賃料の向上に努め、その他の事業では、製造加工業が依然好調なことに加え、商事業で船舶向け燃料油や船用品の販売が拡大しました。

当第 2 四半期連結会計期間の所在地別セグメントの業績は、次の通りであります。

< 日本 >

売上高5,802億円、営業利益555億円、経常利益551億円となりました。

< 北米 >

売上高630億円、営業利益36億円、経常利益37億円となりました。

< 欧州 >

売上高882億円、営業利益116億円、経常利益90億円となりました。

< アジア >

売上高442億円、営業利益55億円、経常利益68億円となりました。

< その他の地域 >

売上高38億円、営業利益 2 億円、経常利益 6 億円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第 2 四半期連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前四半期純利益を735億円、減価償却費を253億円計上しましたが、法人税等の支払65億円等により820億円となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、主として船舶投資を中心とする固定資産の取得による支出等により

204億円となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは、短期借入金の返済やコマーシャル・ペーパーの償還等により 640億円となりました。以上に現金及び現金同等物に係る換算差額等を加味した現金及び現金同等物の当第 2 四半期末残高は当第 2 四半期首残高比67億円減の1,171億円となりました。

(3) 対処すべき課題

1. 経営環境の変化への対応

当第 2 四半期連結会計期間においては、本年 9 月にアメリカの大手証券会社の破綻、金融機関の統合、株価の暴落等により、世界の金融市場及び資本市場に混乱が生じており、これら金融経済の混乱による世界の实体经济への影響が懸念されます。これらの要因もあり、当社グループを取り巻く経営環境では、一部の部門において、荷動きの減少に伴う海運市況の下落が生じております。状況を注意深く分析し、適切な対応を取ってまいります。



## 2. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、平成20年3月27日開催の取締役会において、会社法施行規則第127条に定める「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「基本方針」といいます。）を決定するとともに、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、「当社株券等の大規模買付等に対する企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上のための対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を導入することを決議し、平成20年6月24日開催の当社第121期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において株主の皆様のご承認により発効いたしました。以下概略をご説明いたします。

### 1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの企業理念（「海・陸・空にまたがるグローバルな総合物流企業グループとして、安全・確実な『モノ運び』を通じ、人々の生活を支えます。」）に鑑み、当社グループがその企業価値及び株主共同の利益を確保し向上させていくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、上場企業として、特定の者による株券等の大規模な買付行為を受け入れるか否かは、当社株主の皆様に必要な情報が提供されたうえで、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えており、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上に資する当社株券等の大規模な買付行為がなされることを否定するものではありません。

しかし、株券等の大規模な買付行為の中には、株主の皆様が株券等の大規模な買付行為の内容等について検討し、取締役会が意見をとりまとめ、必要に応じ代替案を提示するために必要な時間や情報を提供しないもの、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を顧みずに当該買付者自身の利益のみを図る濫用的なもの、又は、買付等の条件が、当社グループの本源的価値に鑑み不十分若しくは不適当な買付等である場合等当社グループの企業価値及び株主共同の利益を毀損する恐れがあるものがあることを、否定することができません。

当社は、かかる買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切と考えます。従って、かかる買付行為に対しては、法令及び当社定款等の許容する限度において、相当な対抗措置を講じることいたしました。

### 2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、基本方針の実現に資する特別な取組みとして以下を進めております。

#### 新中期経営計画「New Horizon 2010」の策定及びその実施

当社は平成20年4月から平成23年3月までを対象期間とする新中期経営計画「New Horizon 2010」を策定いたしました。「New Horizon 2010」では「成長」「安定」「環境」の3つの基本となるキーワードを掲げ、持続的な企業価値及び株主共同の利益の向上を図ってまいります。

#### 企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上の基盤としてのコーポレート・ガバナンスの強化

当社は平成14年より経営委員制度を導入し、取締役の人数を削減することで取締役会の活性化を図ってまいりました。また、一層の経営の透明性確保のためと取締役会による経営監視機能の強化を図るため、本定時株主総会において、新たに独立性の高い社外取締役2名の選任と、取締役任期を1年とする定款変更をご承認いただきました。

投資資金需要とのバランスを踏まえた株主の皆様に対する安定的な利益還元

当社は、事業の拡充等将来の事業展開と内部留保の水準とに留意しつつ、配当性向や当社の業績の見通し等を総合的に勘案しながら、安定した配当を継続的に実施していくことを基本方針としております。当社は、新中期経営計画「New Horizon 2010」においては連結配当性向の目安を25%に引き上げております。

### 3) 本プランの導入の目的

本プランでは、当社株券等に大規模な買付行為が行われた際に、当該買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するため、あるいは当社取締役会が株主の皆様様に代替案を提示するために必要な情報や時間を確保することによって、株主の皆様のために協議・交渉等を行うことが可能になります。これにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上につながると判断し、本プランを導入いたしました。

### 4) 本プランの概要及び対抗措置の発動

#### < 発動対象 >

本プランの対象となる買付は、議決権割合が20%以上となる大規模買付等です。

#### < 独立委員会の設置 >

当社取締役会は、対抗措置発動の是非等を審議する機関として、社外取締役及び社外有識者等合計3名以上で構成される独立委員会を設置します。

#### < 手続きの流れ >

- (ア) 大規模買付者に、当社株式等の大規模買付等を行うに先立ち意向表明書を提出していただきます。
- (イ) 当社取締役会は、提出していただく大規模買付情報のリストを大規模買付者へ交付します。
- (ウ) 大規模買付者には、大規模買付情報を記載した書面（以下、「買付説明書」といいます。）を提出していただきます。
- (エ) 当社取締役会による買付説明書の確認終了後、取締役会は独立委員会に対抗措置発動の是非について諮問します。独立委員会は、原則60営業日の検討期間において、対抗措置の発動の是非等について調査及び協議を実施し、当社取締役会に対し対抗措置の発動、不発動他の勧告を行います。取締役会は独立委員会の勧告内容に従い以下(オ)～(キ)の対応を行います。
- (オ) 独立委員会が大規模買付者を「濫用的買付者」（グリーンメーラー等）と認定し対抗措置の発動勧告をした場合、当社取締役会はその勧告を最大限尊重し、大規模買付者に対する対抗措置（新株予約権の無償割当て等）を発動することができるものとします。
- (カ) 以下の条件の場合、取締役会は株主総会を招集し、対抗措置発動の承認を経た上で、対抗措置を発動することができるものとします。
  - (i) 独立委員会が、大規模買付者は濫用的買付者に該当すると認め、かつ取締役会が株主の皆様意思の確認を行うことが相当であると判断した場合
  - (ii) 独立委員会が、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損する事態をもたらす恐れがある買付等と判断した場合
- (キ) 独立委員会が対抗措置の不発動勧告をした場合、当社取締役会はその勧告を最大限尊重しなければならないものとします。

(ク) 大規模買付者が本プランが定める手続きを遵守しない場合、独立委員会の発動勧告を経た上で、取締役会は対抗措置を発動することができるものとします。

5) 本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株券等の大規模買付等が行われる場合に、大規模買付者に対し、株主の皆様が大規模買付等に応じるべきか否かを判断するために必要な情報を提供させ、その検討及び株主の皆様に必要な応じて代替案を提示するための時間を与えさせるものです。大規模買付者が手続きを遵守しない場合、濫用的買付者に該当する場合、または企業価値及び株主共同の利益を毀損する恐れがあると判断される場合に、独立委員会の勧告または株主総会の承認により、対抗措置を発動することを可能とするものであり、基本方針に沿ったものと考えております。

6) 本プランが株主共同の利益を損なうものではなく、また、役員の地位の維持を目的とするものではないこと

取締役会は、本プランは株主共同の利益を損なうものではなく、また、役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。その理由は、上記5)及び以下の通りです。

(ア) 本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足しております。また、経済産業省より平成20年6月30日に発表されました「企業価値研究会報告書 - 近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方 - 」での論点についても今後検討してまいります。

(イ) 本プラン導入時に株主の皆様意思を確認させていただきました。本プランの有効期間は3年としており、株主総会において株主の皆様から本プランの継続についてご承認をいただけない場合、本プランは自動的に廃止されるものとします。

また、取締役の任期を1年とする定款変更を株主の皆様にご承認いただきましたので、定時株主総会における取締役の選任を通じて、本プランを廃止するか否かについての株主の皆様意思を確認しうるようにしております。

(ウ) 本プランにおいては、取締役会決議により対抗措置発動をなしうる対象である手続不遵守買付者及び濫用的買付者について、合理的にして明確かつ厳格な要件を設定しております。そして企業価値及び株主共同の利益を毀損する恐れがあると認定される大規模買付者への対抗措置の発動については、株主総会の決議により決定していただくことにしております。

(エ) 本プランにおいては、手続不遵守買付者、濫用的買付者の認定及び対抗措置の発動について、当社の経営陣から独立した独立委員会の判断に委ねられており、取締役の恣意的判断がなされる余地を排除しております。

また、独立委員会が企業価値及び株主共同の利益の毀損の恐れがある大規模買付者であると認定した場合の対抗措置の発動の是非は、株主総会にて判断していただくことにしており、取締役会が恣意的に決定することができないようにしております。

(オ) 本プランは、大規模買付者が指名し株主総会で選任された取締役により、廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策ではありません。また、当社は取締役任期を1年といたしましたので、本プランはスローハンド型買収防衛策でもありません。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結会計期間の研究開発費の総額は74百万円であります。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【主要な設備の状況】

##### (1) 船舶

重要な設備の新設につき、当第2四半期連結会計期間に完了したものは以下の通りである。

事業の種類別 セグメントの名称	設備の内容	隻数(隻)	完了(竣工)時期	増加能力 (載貨重量屯数(K/T))
不定期専用船事業	撒積船(ハンディ)	1	平成20年8月	46,559
	チップ船	1	平成20年7月	49,724
	油槽船	1	平成20年9月	302,107

また、当第2四半期連結会計期間において、除売却した主要な設備の内容は以下の通りである。

事業の種類別 セグメントの名称	設備の内容	隻数(隻)	除売却時期	減少能力 (載貨重量屯数(K/T))	前四半期連結会計期間末 帳簿価額 (百万円)
定期船事業	コンテナ船	3	平成20年7月～8月	72,294	233

##### (2) 航空機

重要な設備の新設につき、当第2四半期連結会計期間に完了したものは以下の通りである。

事業の種類別 セグメントの名称	設備の内容	機数(機)	完了時期	一機当たり 最大離陸重量(T)
航空運送事業	航空機	1	平成20年8月	397

## 2【設備の新設、除却等の計画】

前四半期連結会計期間末での計画に当第2四半期連結会計期間において新たに策定したものを加えた、当第2四半期連結会計期間末における重要な設備の新設及び除売却の計画は以下の通りである。

### (1) 新設

#### 船舶

事業の種類別セグメントの名称	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定		完成後の増加能力 (載貨重量屯数 (K/T))
	総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手 (起工)	完了 (竣工)	
定期船事業	293,411	103,247	自己資金、借入金及び社債	平成20年4月～平成23年9月	平成20年10月～平成24年3月	1,729,060
不定期専用船事業	593,317	93,760	自己資金、借入金及び社債	平成19年12月～平成25年12月	平成20年10月～平成26年6月	8,068,760

#### 航空機

事業の種類別セグメントの名称	投資予定金額		引渡又は完成予定
	総額 (百万円)	既支払額 (百万円)	
航空運送事業	443,600	45,922	平成20年度～平成25年度

### (2) 除売却

#### 航空機

事業の種類別セグメントの名称	設備の内容	当第2四半期連結会計期間末 帳簿価額 (百万円)	除売却の予定時期
航空運送事業	航空機	1,720	平成20年度～平成21年度

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,983,550,000
計	2,983,550,000

##### 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成20年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年11月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,230,188,073	1,230,188,073	東京、名古屋、大阪 各証券取引所(注)	
計	1,230,188,073	1,230,188,073		

(注) 東京、名古屋、大阪とも市場第一部に上場。

#### (2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次の通りである。

2026年満期ユーロ円建現金決済条項及び転換制限条項付転換社債型新株予約権付社債（平成18年9月20日発行）

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	11,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	65,243,179
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 843(注)
新株予約権の行使期間	自平成18年10月4日 至平成38年9月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 843 資本組入額 422

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 各本新株予約権の一部行使はできない。</p> <p>(2) 2025年9月30日までは、本新株予約権付社債権者は、ある四半期の最後の取引日(以下に定義する。)に終了する30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の120%を超えた場合に限って、翌四半期の初日から末日までの期間において、本新株予約権を行使することができる。なお、かかる計算は2025年9月30日に終了する四半期に関しては行わない。2025年10月1日以降、本新株予約権付社債権者は、同日以降のいずれかの取引日において当社普通株式の終値が当該取引日に適用のある転換価額の120%を超えた場合には、以後いつでも本新株予約権を行使することができる。但し、本(2)記載の本新株予約権の行使の条件は、以下(イ)、(ロ)及び(ハ)の期間は適用されない。</p> <p>(イ) 株式会社格付投資情報センター若しくはその承継格付機関(以下「R&amp;I」という。)による当社の長期債務の格付(長期債務の格付がない場合は、当社の発行体格付。以下同じ。)若しくは本新株予約権付社債の格付(格付がなされた場合に限る。以下同じ。)が「A」以下である期間、R&amp;Iにより当社の長期債務の格付若しくは本新株予約権付社債の格付がなされなくなった期間、又はR&amp;Iによる当社の長期債務の格付若しくは本新株予約権付社債の格付が停止若しくは撤回されている期間</p> <p>(ロ) 当社が、本新株予約権付社債権者に対して、当社の選択による本社債の繰上償還の通知を行った後の期間</p> <p>(ハ) 当社が組織再編等を行うにあたり、本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債権者に対して、本新株予約権付社債の要項に従い当該組織再編等に関する通知を行った後の期間</p> <p>なお、本(2)において「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日を含まない。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債と分離して譲渡できない。
代用払込みに関する事項	



	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>(1) 当社が組織再編等を行う場合、(イ)その時点において(法律の公的又は司法上の解釈又は適用を考慮した結果)法律上実行可能であり、(ロ)その実行のための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ(ハ)その全体において当社が不合理であると判断する費用又は支出(租税負担を含む。)を当社又は承継会社等(以下に定義する。)に生じさせることなく実行可能であるときは、当社は、承継会社等をして、本社債の債務者とするための本新株予約権付社債の要項に定める措置及び本新株予約権に代わる新たな新株予約権の交付をさせる最善の努力をしなければならない。「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって本新株予約権付社債及び/又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社を総称するというものとする。</p> <p>(2) 上記(1)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記の通りとする。</p> <p>新株予約権の数 当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。</p> <p>新株予約権の目的である株式の種類 承継会社等の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的である株式の数 承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記( )又は( )に従う。なお、転換価額は(注)と同様の調整に服する。</p> <p>( ) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付される場合は、転換価額は承継会社等の普通株式の時価とする。</p> <p>( ) 上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額 承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該社債の価額は、承継された本社債の払込金額と同額とする。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間 当該組織再編等の効力発生日(場合によりその14日後以内の日)から、上記新株予約権の行使期間に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。</p>

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>その他の新株予約権の行使の条件 承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。また、承継会社等の新株予約権の行使は、上記新株予約権の行使の条件と同様の制限を受ける。</p> <p>承継会社等による新株予約権付社債の取得 承継会社等は、承継会社等の新株予約権及び承継された社債を当社による本新株予約権付社債の取得と同様に取得することができる。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p> <p>組織再編等が生じた場合 承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。</p> <p>その他 承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。</p> <p>(3) 当社は、上記(1)の定めに従い本社債及び信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。</p> <p>(4) 当社は、上記(1)に定める事項が、( ) (法律の公的若しくは司法上の解釈又は適用を考慮した結果) 法律上可能でないか、( ) その実行のための仕組みが構築されておらず、かつ構築可能でないか、又は( ) その全体において当社が不合理であると判断する費用若しくは支出(租税負担を含む。)を当社若しくは承継会社等に生じさせることなく実行できない場合、本新株予約権付社債権者に対し、その保有していた本新株予約権付社債と同等の経済的利益を提供する旨の申し出を行うか又は承継会社等をしてかかる申し出を行わせるものとする。なお、その全体において当社が不合理であると判断する費用又は支出(租税負担を含む。)を当社又は承継会社等に生じさせず、(法律の公的又は司法上の解釈又は適用を考慮した結果) 法律上及び実務上可能である場合には、当社は、かかる経済的利益の一部として、上記(2)に定める新株予約権を承継会社等に交付させる最善の努力をしなければならない。</p>
新株予約権付社債の残高(百万円)	55,000

(注) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、以下の算式により調整される。なお、以下の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項なし。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年9月30日		1,230,188,073		88,531,033		93,198,336

(5) 【大株主の状況】

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	東京都港区浜松町 2-11-3	74,329	6.04
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	東京都中央区晴海 1-8-11	69,539	5.65
東京海上日動火災保険(株)	東京都千代田区丸の内 1-2-1	57,275	4.65
日本マスタートラスト信託銀行(株) (三菱重工業(株)口・退職給付信託口)	東京都港区浜松町 2-11-3	54,717	4.44
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口 4G)	東京都中央区晴海 1-8-11	43,220	3.51
明治安田生命保険(相) (常任代理人 資産管理サービス信託銀行(株))	東京都千代田区丸の内 2-1-1 (東京都中央区晴海 1-8-12)	38,899	3.16
(株)三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内 2-7-1	36,978	3.00
ステートストリートバンクアンド トラストカンパニー (常任代理人 (株)みずほコーポレート 銀行兜町証券決済業務室)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS, 02101 U.S.A. (東京都中央区日本橋兜町 6-7)	32,583	2.64
(株)みずほコーポレート銀行 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行(株))	東京都千代田区丸の内 1-3-3 (東京都中央区晴海 1-8-12)	22,867	1.85
資産管理サービス信託銀行(株)(証券 投資信託口)	東京都中央区晴海 1-8-12	18,675	1.51
計		449,084	36.50

(注) (株)みずほコーポレート銀行から平成20年8月22日付(報告義務発生日は平成20年8月15日)の大量保有報告書の写しの送付があり、(株)みずほコーポレート銀行他共同保有者がそれぞれ以下の通り株式を保有している旨の報告を同日現在で受けているが、当社として当第2四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができないので、上記大株主の状況では考慮していない。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
(株)みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内 1-3-3	株式 22,866	1.86
みずほ証券(株)	東京都千代田区大手町 1-5-1	株式 2,524	0.21
みずほ信託銀行(株)	東京都中央区八重洲 1-2-1	株式 33,593	2.73
みずほ投信投資顧問(株)	東京都港区三田 3-5-27	株式 4,250	0.35
計		株式 63,233	5.14

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 2,463,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,217,220,000	1,217,187	
単元未満株式	普通株式 10,505,073		
発行済株式総数	1,230,188,073		
総株主の議決権		1,217,187	

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式33,000株が含まれているが、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数33個が含まれていない。

【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本郵船(株)(注)	東京都千代田区丸の内 2-3-2	2,326,000		2,326,000	0.18
日本港運(株)	神戸市中央区海岸通 5-1-3	8,000		8,000	0.00
三洋海事(株)	尼崎市中在家町 3-449	15,000		15,000	0.00
新和海運(株)	東京都千代田区大手町 1-8-1	90,000		90,000	0.00
太平洋汽船(株)	東京都千代田区神田駿河台 4-2-5	24,000		24,000	0.00
計		2,463,000		2,463,000	0.20

(注) 株主名簿上は当社名義となっているが、実質的に所有していない株式500株(議決権0個)が含まれている。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	1,035	1,133	1,099	1,037	927	875
最低(円)	924	991	945	906	818	640

(注) 月別の最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものである。

### 3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次の通りである。

#### (1) 新任役員

該当事項なし。

#### (2) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
代表取締役	専務経営委員	清水 裕 幸	平成20年 8 月30日

#### (3) 役職の異動

該当事項なし。

## 第5 【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成している。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)の四半期連結財務諸表について、監査法人トーマツにより四半期レビューを受けている。

1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結損益計算書】  
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
売上高	1,419,874
売上原価	1,156,296
売上総利益	263,578
販売費及び一般管理費	<sup>1</sup> 128,749
営業利益	134,829
営業外収益	
受取利息	3,250
受取配当金	4,320
為替差益	1,413
持分法による投資利益	6,670
その他	2,909
営業外収益合計	18,564
営業外費用	
支払利息	12,407
その他	1,153
営業外費用合計	13,560
経常利益	139,833
特別利益	
固定資産売却益	6,210
その他	2,347
特別利益合計	8,558
特別損失	
固定資産売却損	73
減損損失	1,259
事業損失引当金繰入額	1,202
その他	2,790
特別損失合計	5,326
税金等調整前四半期純利益	143,064
法人税等	<sup>2</sup> 49,472
少数株主利益	2,317
四半期純利益	91,274



【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	
売上高	740,274
売上原価	598,118
売上総利益	142,155
販売費及び一般管理費	1 65,484
営業利益	76,671
営業外収益	
受取利息	1,335
受取配当金	639
持分法による投資利益	2,014
その他	1,474
営業外収益合計	5,463
営業外費用	
支払利息	5,875
為替差損	930
その他	604
営業外費用合計	7,411
経常利益	74,722
特別利益	
固定資産売却益	1,684
投資有価証券売却益	770
その他	435
特別利益合計	2,889
特別損失	
固定資産売却損	29
減損損失	1,259
事業損失引当金繰入額	1,202
その他	1,551
特別損失合計	4,043
税金等調整前四半期純利益	73,569
法人税等	2 25,681
少数株主利益	973
四半期純利益	46,914

## (2)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	119,726	120,193
受取手形及び営業未収金	267,989	256,204
有価証券	2,345	2,457
たな卸資産	<sup>1</sup> 70,249	<sup>1</sup> 54,357
繰延及び前払費用	67,000	67,655
繰延税金資産	8,159	8,482
その他	97,574	98,666
貸倒引当金	4,906	5,948
流動資産合計	628,138	602,067
固定資産		
有形固定資産		
船舶(純額)	<sup>2</sup> 625,396	<sup>2</sup> 624,895
建物及び構築物(純額)	<sup>2</sup> 84,126	<sup>2</sup> 83,610
航空機(純額)	<sup>2</sup> 7,339	<sup>2</sup> 9,402
機械装置及び運搬具(純額)	<sup>2</sup> 40,212	<sup>2</sup> 41,180
器具及び備品(純額)	<sup>2</sup> 7,753	<sup>2</sup> 8,262
土地	59,914	61,287
建設仮勘定	318,395	296,040
その他(純額)	<sup>2</sup> 54,230	<sup>2</sup> 7,265
有形固定資産合計	1,197,367	1,131,945
無形固定資産		
借地権	1,514	1,516
ソフトウェア	29,726	29,697
のれん	29,888	28,797
その他	4,646	5,404
無形固定資産合計	65,775	65,415
投資その他の資産		
投資有価証券	353,808	377,899
長期貸付金	16,485	15,907
繰延税金資産	12,153	9,387
その他	81,498	82,571
貸倒引当金	1,388	963
投資その他の資産合計	462,557	484,802
固定資産合計	1,725,701	1,682,164
繰延資産	1,699	1,781
資産合計	2,355,539	2,286,013

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び営業未払金	222,755	215,613
1年内償還予定の社債	15,000	16,000
短期借入金	284,252	287,955
コマーシャル・ペーパー	21,000	19,000
未払法人税等	39,859	50,997
繰延税金負債	5,055	3,414
前受金	66,660	69,172
賞与引当金	9,368	9,381
役員賞与引当金	272	560
事業損失引当金	1,202	2,824
その他	111,289	100,147
流動負債合計	776,717	775,066
固定負債		
社債	211,231	211,266
長期借入金	502,582	487,975
繰延税金負債	42,120	54,214
退職給付引当金	16,307	15,857
役員退職慰労引当金	2,136	2,761
特別修繕引当金	10,457	6,946
その他	52,744	52,888
固定負債合計	837,581	831,909
負債合計	1,614,299	1,606,976
純資産の部		
株主資本		
資本金	88,531	88,531
資本剰余金	97,222	97,212
利益剰余金	478,186	401,044
自己株式	1,518	1,339
株主資本合計	662,421	585,449
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	68,840	85,668
繰延ヘッジ損益	13,340	20,712
為替換算調整勘定	17,782	12,442
評価・換算差額等合計	37,717	52,513
少数株主持分	41,101	41,074
純資産合計	741,240	679,036
負債純資産合計	2,355,539	2,286,013

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第2四半期連結累計期間  
(自平成20年4月1日  
至平成20年9月30日)

<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税金等調整前四半期純利益	143,064
減価償却費	49,576
減損損失	1,259
有形及び無形固定資産除売却損益(は益)	5,130
有価証券及び投資有価証券売却損益(は益)	923
有価証券及び投資有価証券評価損益(は益)	898
持分法による投資損益(は益)	6,670
受取利息及び受取配当金	7,571
支払利息	12,407
為替差損益(は益)	2,234
売上債権の増減額(は増加)	12,749
たな卸資産の増減額(は増加)	14,462
仕入債務の増減額(は減少)	3,183
その他	3,024
小計	168,142
利息及び配当金の受取額	9,583
利息の支払額	12,593
法人税等の支払額	60,615
営業活動によるキャッシュ・フロー	104,517
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
有価証券の取得による支出	1,263
有価証券の売却による収入	1,413
有形及び無形固定資産の取得による支出	222,943
有形及び無形固定資産の売却による収入	125,603
投資有価証券の取得による支出	8,961
投資有価証券の売却による収入	5,416
貸付けによる支出	3,427
貸付金の回収による収入	2,535
その他	4,184
投資活動によるキャッシュ・フロー	97,442
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
短期借入金の純増減額(は減少)	8,237
コマーシャル・ペーパーの増減額(は減少)	2,000
長期借入れによる収入	54,233
長期借入金の返済による支出	43,699
社債の償還による支出	1,000
自己株式の取得による支出	204
自己株式の売却による収入	35
配当金の支払額	14,736
少数株主への配当金の支払額	555
その他	1,259
財務活動によるキャッシュ・フロー	13,424
現金及び現金同等物に係る換算差額	4,086
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	2,263
現金及び現金同等物の期首残高	115,963
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額(は減少)	3,471
連結子会社の決算期変更に伴う現金及び現金同等物の期首残高増減額(は減少)	13
現金及び現金同等物の四半期末残高	117,185

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	<p>当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)</p>
<p>1. 連結の範囲に関する事項の変更</p>	<p>連結子会社の数 700社 第1四半期連結会計期間より、NYK ORPHEUS CORPORATION他1社は、新たに設立したため、連結の範囲に含めている。 NYK LNG TRANSPORT UK 3 LTD.他7社は、総資産、売上高、純利益及び利益剰余金等とも重要性が生じたため、連結の範囲に含めることとした。 NYKCOOL AB他9社は、総資産、売上高、純利益及び利益剰余金等とも重要性が生じたため、持分法適用の範囲から除外し、連結の範囲に含めることとした。 BENZAITEN MARITIMA S.A.他5社は、会社を清算したため、連結の範囲から除外した。 NEW WAVE LOGISTICS (USA) INC.は、平成20年4月1日をもってNYK LOGISTICS (AMERICAS) INC.と合併したため、連結の範囲から除外した。 当第2四半期連結会計期間より、近郵船舶管理(株)は、新たに設立したため、連結の範囲に含めている。 NYK TERRA CORPORATION他5社は、総資産、売上高、純利益及び利益剰余金等とも重要性が生じたため、連結の範囲に含めることとした。 (株)サンヨーナブテック他5社は、会社を清算したため、連結の範囲から除外した。 ユナイテッド・マリタイム(株)は、平成20年7月1日をもって郵船コーディアルサービス(株)と合併したため、連結の範囲から除外した。</p>
<p>2. 持分法の適用に関する事項の変更</p>	<p>持分法適用会社の数 非連結子会社 21社 関連会社 52社 第1四半期連結会計期間より、NYKCOS CAR CARRIER CO., LTD.他9社は、純利益及び利益剰余金等とも重要性が生じたため、持分法適用の範囲に含めることとした。 NYK STAR REEFERS LTD.は、会社を清算したため、持分法適用の範囲から除外した。 NYKCOOL AB他9社は、総資産、売上高、純利益及び利益剰余金等とも重要性が生じ、連結の範囲に含めることとしたため、持分法適用の範囲から除外した。</p>

	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
3. 連結子会社の事業年度等 に関する事項の変更	第1四半期連結会計期間より、連結子 会社4社は決算日を12月31日から3月 31日に変更している。決算期変更に伴 う3ヶ月間の損益は、利益剰余金の増 加として調整している。

	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
4. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 棚卸資産の評価に関する会計基準            「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成18年7月5日企業会計基準第9号)を第1四半期連結会計期間から適用し、評価基準については、主として低価法から、主として原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更している。なお、この変更による損益への影響は軽微である。</p> <p>(2) 連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い            「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会平成18年5月17日実務対応報告第18号)を第1四半期連結会計期間から適用し、連結決算上必要な修正を行っている。なお、この変更による損益への影響は軽微である。</p> <p>(3) リース取引に関する会計基準            (借主側)            「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成5年6月17日最終改正平成19年3月30日企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会平成6年1月18日最終改正平成19年3月30日企業会計基準適用指針第16号)を第1四半期連結会計期間から早期に適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理から通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更し、リース資産として計上している。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する方法によっている。            なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用している。            この変更による損益への影響は軽微である。</p>

【簡便な会計処理】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
1. 一般債権の貸倒見積高の算定方法 当第2四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定している。
2. 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法 当社及び一部の連結子会社は、法人税等の納付税額の算定に関して、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっている。 繰延税金資産の回収可能性の判断に関して、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっている。

【注記事項】

(四半期連結損益計算書関係)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)						
1. 販売費及び一般管理費のうち主要なものは次の通りである。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">従業員給与</td> <td style="text-align: right;">45,711百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">6,571 "</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">1,416 "</td> </tr> </table>	従業員給与	45,711百万円	賞与引当金繰入額	6,571 "	退職給付費用	1,416 "
従業員給与	45,711百万円					
賞与引当金繰入額	6,571 "					
退職給付費用	1,416 "					
2. 「法人税、住民税及び事業税」と「法人税等調整額」を「法人税等」に一括して表示している。						
当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)						
1. 販売費及び一般管理費のうち主要なものは次の通りである。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">従業員給与</td> <td style="text-align: right;">23,231百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">2,886 "</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">750 "</td> </tr> </table>	従業員給与	23,231百万円	賞与引当金繰入額	2,886 "	退職給付費用	750 "
従業員給与	23,231百万円					
賞与引当金繰入額	2,886 "					
退職給付費用	750 "					
2. 「法人税、住民税及び事業税」と「法人税等調整額」を「法人税等」に一括して表示している。						



## (四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1. たな卸資産のうち主要なものは、以下の通りである。 貯蔵品 64,106百万円	1. たな卸資産のうち主要なものは、以下の通りである。 貯蔵品 48,798百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額 837,134百万円	2. 有形固定資産の減価償却累計額 831,823百万円
3. 偶発債務	3. 偶発債務
(1) 保証債務等	(1) 保証債務等
連結会社(当社及び連結子会社)以外の会社の金融機関からの借入れ等に対し、債務保証等を行っている。	連結会社(当社及び連結子会社)以外の会社の金融機関からの借入れ等に対し、債務保証等を行っている。
NYK ARMATEUR S.A.S. 37,826百万円	NYK ARMATEUR S.A.S. 40,817百万円
YEBISU SHIPPING LTD. 7,173 "	YEBISU SHIPPING LTD. 6,951 "
OJV CAYMAN 1 LTD. 4,708 "	OJV CAYMAN 1 LTD. 4,708 "
OJV CAYMAN 5 LTD. 4,565 "	PENINSULA LNG TRANSPORT NO.1 LTD. 4,058 "
PENINSULA LNG TRANSPORT NO.1 LTD. 4,020 "	CAMARTINA SHIPPING INC. 3,984 "
CAMARTINA SHIPPING INC. 3,930 "	PENINSULA LNG TRANSPORT NO.3 LTD. 3,972 "
PENINSULA LNG TRANSPORT NO.3 LTD. 3,924 "	PENINSULA LNG TRANSPORT NO.2 LTD. 3,922 "
PENINSULA LNG TRANSPORT NO.2 LTD. 3,896 "	INDIA LNG TRANSPORT COMPANY (NO.1) LTD.及び(NO.2) LTD. 3,385 "
INDIA LNG TRANSPORT COMPANY (NO.1) LTD.及び(NO.2) LTD. 3,281 "	THE DENHOLM LINE STEAMERS LTD. 1,953 "
THE DENHOLM LINE STEAMERS LTD. 1,906 "	LNG EAST-WEST SHIPPING COMPANY (SINGAPORE) PTE.LTD. 1,561 "
LNG EAST-WEST SHIPPING COMPANY (SINGAPORE) PTE.LTD. 1,564 "	LAEM CHABANG CRUISE CENTRE CO., LTD. 1,542 "
LAEM CHABANG CRUISE CENTRE CO., LTD. 1,408 "	飛島コンテナ埠頭株 1,424 "
飛島コンテナ埠頭株 1,388 "	J5 NAKILAT NO.7 LTD. 1,213 "
J5 NAKILAT NO.7 LTD. 1,213 "	J5 NAKILAT NO.6 LTD. 1,203 "
J5 NAKILAT NO.6 LTD. 1,203 "	J5 NAKILAT NO.4 LTD. 1,199 "
J5 NAKILAT NO.4 LTD. 1,199 "	J5 NAKILAT NO.8 LTD. 1,185 "
J5 NAKILAT NO.8 LTD. 1,185 "	J5 NAKILAT NO.3 LTD. 1,185 "
J5 NAKILAT NO.3 LTD. 1,185 "	J5 NAKILAT NO.2 LTD. 1,180 "
J5 NAKILAT NO.2 LTD. 1,180 "	J5 NAKILAT NO.1 LTD. 1,180 "
J5 NAKILAT NO.1 LTD. 1,180 "	J5 NAKILAT NO.5 LTD. 1,171 "
J5 NAKILAT NO.5 LTD. 1,171 "	瀬戸内開発株 1,135 "
OJV CAYMAN 3 LTD. 1,157 "	PENINSULA LNG TRANSPORT NO.4 LTD. 1,082 "
PENINSULA LNG TRANSPORT NO.4 LTD. 1,082 "	OJV CAYMAN 5 LTD. 1,053 "
瀬戸内開発株 1,026 "	船舶保有・貸渡関係会社(2社) 3,196 "
船舶保有・貸渡関係会社(2社) 3,048 "	従業員 2,987 "
従業員 2,751 "	その他51社 16,892 "
その他51社 14,685 "	計 114,152 "
計 112,869 "	

当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)																				
<p>(2) 連帯債務</p> <table border="1" data-bbox="231 197 742 421"> <thead> <tr> <th>他の連帯債務者</th> <th>連帯債務のうち 他の連帯債務者 負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>㈱商船三井</td> <td>10,668百万円</td> </tr> <tr> <td>川崎汽船㈱</td> <td>4,384 "</td> </tr> <tr> <td>飯野海運㈱</td> <td>1,169 "</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>16,222 "</td> </tr> </tbody> </table> <p>連帯債務のうち当社及び連結子会社負担額は連結貸借対照表の項目のうち、長期借入金及び短期借入金に計上している。</p> <p>(3) 連結子会社であるNYK ORION CORPORATION並びにNYK TERRA CORPORATION及びRAJA MARITIMA S.A.がそれぞれ船舶に関して締結しているオペレーティング・リース契約には残価保証の条項が含まれている。残価保証による潜在的な最大支払額及び当該オペレーティング・リース契約の購入選択権行使可能時期は以下の通りであり、購入選択権を行使せずに当該リース資産を返却することを選択した場合に支払いを実行する可能性がある。</p> <p style="text-align: right;">最大支払額 行使可能時期</p> <p>NYK ORION CORPORATION 2,549百万円 2018年3月  NYK TERRA CORPORATION 3,375 " 2018年7月  RAJA MARITIMA S.A. 811 " 2018年9月</p> <p>(4) 連結子会社である日本貨物航空㈱が航空機に関して締結しているオペレーティング・リース契約の一部には残価保証の条項が含まれている。残価保証による潜在的な最大支払額は8,635百万円であり、リース期間終了後に当該リース資産を返却することを選択した場合に支払いを実行する可能性がある。なお、当該オペレーティング・リース契約は2013年9月までの間に終了する。</p> <p>(5) 世界各国の主要航空会社は航空貨物輸送に関わる価格カルテル等に関連して米欧等の当局の調査を受けている。連結子会社である日本貨物航空㈱も平成18年2月より米国当局、同年12月より欧州委員会、また平成20年8月より韓国当局の調査を受けており、これら調査に協力している。欧州においては、平成19年12月に、欧州委員会より異議告知書を受領した。上記に関連して、米国において、日本貨物航空㈱は、請求金額を特定しないまま損害賠償請求訴訟(集団訴訟)を提起されている。これら調査及び訴訟の結果は、日本貨物航空㈱の経営成績に影響を及ぼす可能性もあるが、現在においても調査が進行中であり、それらの結果を合理的に予測することは困難である。</p>	他の連帯債務者	連帯債務のうち 他の連帯債務者 負担額	㈱商船三井	10,668百万円	川崎汽船㈱	4,384 "	飯野海運㈱	1,169 "	計	16,222 "	<p>(2) 連帯債務</p> <table border="1" data-bbox="861 197 1369 421"> <thead> <tr> <th>他の連帯債務者</th> <th>連帯債務のうち 他の連帯債務者 負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>㈱商船三井</td> <td>12,791百万円</td> </tr> <tr> <td>川崎汽船㈱</td> <td>5,256 "</td> </tr> <tr> <td>飯野海運㈱</td> <td>1,401 "</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>19,450 "</td> </tr> </tbody> </table> <p>連帯債務のうち当社及び連結子会社負担額は連結貸借対照表の項目のうち、長期借入金及び短期借入金に計上している。</p> <p>(5) 世界各国の主要航空会社は航空貨物輸送に関わる価格カルテル等に関連して米欧当局の調査を受けている。連結子会社である日本貨物航空㈱も平成18年2月より米国当局の、また同年12月より欧州委員会の調査を受けており、これら調査に協力している。欧州においては、平成19年12月に、欧州委員会より異議告知書を受領した。上記に関連して、米国において、日本貨物航空㈱は、請求金額を特定しないまま損害賠償請求訴訟(集団訴訟)を提起されている。これら調査及び訴訟の結果は、日本貨物航空㈱の経営成績に影響を及ぼす可能性もあるが、現在においても調査が進行中であり、それらの結果を合理的に予測することは困難である。</p>	他の連帯債務者	連帯債務のうち 他の連帯債務者 負担額	㈱商船三井	12,791百万円	川崎汽船㈱	5,256 "	飯野海運㈱	1,401 "	計	19,450 "
他の連帯債務者	連帯債務のうち 他の連帯債務者 負担額																				
㈱商船三井	10,668百万円																				
川崎汽船㈱	4,384 "																				
飯野海運㈱	1,169 "																				
計	16,222 "																				
他の連帯債務者	連帯債務のうち 他の連帯債務者 負担額																				
㈱商船三井	12,791百万円																				
川崎汽船㈱	5,256 "																				
飯野海運㈱	1,401 "																				
計	19,450 "																				

当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
(6) 連結子会社である郵船航空サービス(株)を含む国内主要国際航空貨物利用運送事業者は、平成20年4月16日、国際航空貨物利用運送に係る本体運賃、燃油サーチャージ等に関して独占禁止法違反の疑いがあるとして公正取引委員会による立入検査を受けた。調査の結果、郵船航空サービス(株)の経営成績に影響を及ぼす可能性もあるが、現時点では結果を合理的に予測することは困難である。	(6) 同左

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	
1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金勘定	119,726百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	2,540 "
<hr/>	<hr/>
現金及び現金同等物	117,185 "

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成20年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末
普通株式(千株)	1,230,188

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末
普通株式(千株)	2,365

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月24日 定時株主総会	普通株式	14,736	利益剰余金	12	平成20年3月31日	平成20年6月25日

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年10月27日 取締役会	普通株式	15,962	利益剰余金	13	平成20年9月30日	平成20年11月25日

(有価証券関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成20年9月30日)

その他有価証券で時価のあるものが、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、当該有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額に前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められる。

	取得原価(百万円)	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額(百万円)
(1) 株式	138,440	248,434	109,994
(2) 債券	452	462	10
(3) その他	125	116	8
合計	139,017	249,013	109,995

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

	定期船 事業 (百万円)	不定期 専用船 事業 (百万円)	物流 事業 (百万円)	ターミ ナル関 連事業 (百万円)	客船 事業 (百万円)	航空運送 事業 (百万円)	不動 産業 (百万円)	その他 の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高											
(1) 外部顧客に 対する売上高	184,250	337,872	128,427	28,650	14,199	22,561	2,277	22,034	740,274		740,274
(2) セグメント間 の内部売上高 又は振替高	1,697	1,601	758	9,055		2,698	669	51,579	68,060	(68,060)	
計	185,947	339,474	129,186	37,706	14,199	25,259	2,946	73,614	808,334	(68,060)	740,274
営業利益 又は損失( )	1,298	74,453	2,398	2,093	1,832	3,372	963	403	76,668	2	76,671
経常利益 又は損失( )	1,051	72,062	2,530	1,774	1,781	3,594	1,188	29	74,720	2	74,722

当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

	定期船 事業 (百万円)	不定期 専用船 事業 (百万円)	物流 事業 (百万円)	ターミ ナル関 連事業 (百万円)	客船 事業 (百万円)	航空運送 事業 (百万円)	不動 産業 (百万円)	その他 の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高											
(1) 外部顧客に 対する売上高	347,055	635,593	255,453	55,863	26,898	43,334	4,663	51,012	1,419,874		1,419,874
(2) セグメント間 の内部売上高 又は振替高	3,026	3,182	1,489	17,743		5,327	1,176	80,001	111,948	(111,948)	
計	350,082	638,775	256,943	73,607	26,898	48,662	5,839	131,014	1,531,823	(111,948)	1,419,874
営業利益 又は損失( )	4,163	131,698	4,747	4,561	2,742	5,765	1,859	856	134,824	4	134,829
経常利益 又は損失( )	3,734	134,606	5,111	3,984	2,606	5,879	2,334	798	139,828	4	139,833

(注) 1. 事業区分の変更

事業区分の方法については、役務の種類・性質の類似性に経営組織との一体性を加味して区分しているが、経営管理上採用している区分に合わせる為に、従来「その他の事業」に含めて表示していた旅行業を第1四半期連結会計期間から「物流事業」に含める事とした。なお、この事業区分の変更がセグメント情報に与える影響は軽微である。

2. 事業区分の方法

日本標準産業分類を参考とした役務の種類・性質の類似性に経営組織との一体性を加味して区分している。

3. 各事業区分に属する主要な事業・役務の名称

定期船事業.....外航貨物海運業、船舶貸渡業、運送代理店

不定期専用船事業.....外航・沿海貨物海運業、船舶貸渡業、運送代理店

物流事業.....倉庫業、貨物運送取扱業

ターミナル関連事業...コンテナターミナル業、港湾運送業、曳船業

客船事業.....客船の保有・運航業

航空運送事業.....航空運送業

不動産業.....不動産の賃貸・管理・販売業

その他の事業.....機械器具卸売業(船舶用)、その他運輸付帯サービス業、情報処理サービス業、石油製品の卸売業、その他

4. 営業費用の中の共通費は、すべてセグメント別に配賦している。

【所在地別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	その他 の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に 対する売上高	561,541	52,989	83,557	39,307	2,877	740,274		740,274
(2) セグメント間 の内部売上高 又は振替高	18,711	10,072	4,673	4,897	989	39,344	(39,344)	
計	580,253	63,062	88,231	44,204	3,866	779,619	(39,344)	740,274
営業利益 又は損失( )	55,542	3,667	11,602	5,530	209	76,551	119	76,671
経常利益 又は損失( )	55,171	3,795	9,063	6,861	603	75,496	(773)	74,722

当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	その他 の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に 対する売上高	1,073,109	101,738	166,294	73,224	5,507	1,419,874		1,419,874
(2) セグメント間 の内部売上高 又は振替高	24,603	19,263	9,111	8,832	1,788	63,599	(63,599)	
計	1,097,713	121,001	175,406	82,056	7,296	1,483,474	(63,599)	1,419,874
営業利益 又は損失( )	97,373	6,139	21,744	9,103	229	134,590	238	134,829
経常利益 又は損失( )	103,137	6,360	18,369	12,052	704	140,625	(791)	139,833

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっている。

2. 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1) 北米.....米国、カナダ

(2) 欧州.....英国、ドイツ、オランダ、イタリア、フランス、ベルギー

(3) アジア.....シンガポール、タイ、香港、中国

(4) その他の地域.....オーストラリア

3. 営業費用の中の共通費は、すべてセグメント別に配賦している。

【海外売上高】

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

	北米	欧州	アジア	その他の地域	計
海外売上高(百万円)	185,443	162,671	163,462	123,703	635,281
連結売上高(百万円)					740,274
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	25.0	22.0	22.1	16.7	85.8

当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

	北米	欧州	アジア	その他の地域	計
海外売上高(百万円)	350,658	319,330	305,225	234,762	1,209,976
連結売上高(百万円)					1,419,874
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	24.7	22.5	21.5	16.5	85.2

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的の近接度によっている。

2. 各区分に属する主な国又は地域

(1) 北米.....米国、カナダ

(2) 欧州.....英国、ドイツ、フランス、イタリアなど欧州各国

(3) アジア.....東南アジア、東アジア、南西アジア、中近東各国

(4) その他の地域.....オセアニア、中南米、アフリカ各国

3. 海外売上高のうち、主なものは外航海運業収益と物流事業収益である。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1株当たり純資産額 570.23円	1株当たり純資産額 519.51円

2. 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

第2四半期連結累計期間

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	
1株当たり四半期純利益	74.33円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式がないため記載していない。

2. 1株当たり四半期純利益の算定上の基礎は、以下の通りである。

	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
四半期純利益(百万円)	91,274
普通株主に帰属しない金額(百万円)	
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	91,274
期中平均株式数(千株)	1,227,922
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	

第2四半期連結会計期間

当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	
1株当たり四半期純利益	38.21円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式がないため記載していない。

2. 1株当たり四半期純利益の算定上の基礎は、以下の通りである。

	当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
四半期純利益(百万円)	46,914
普通株主に帰属しない金額(百万円)	
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	46,914
期中平均株式数(千株)	1,227,876
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	



(重要な後発事象)

該当事項なし。

## 2【その他】

平成20年10月27日に開催された取締役会において、第122期の中間配当に関し次の通り決議した。

中間配当金の総額 15,962百万円

1株当たりの金額 13円

支払請求権の効力発生日及び支払開始日 平成20年11月25日

(注) 当社定款第53条の規定に基づき、平成20年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、支払いを行う。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年11月6日

日本郵船株式会社  
取締役会 御中

### 監査法人トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 永田高士 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 板垣雄士 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 京嶋清兵衛 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 五十嵐 徹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本郵船株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成20年7月1日から平成20年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結損益計算書、四半期連結貸借対照表及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本郵船株式会社及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。